予 算 要 求 資 料

令和 4 年度当初予算 支出科目 款:民生費 項:児童福祉費 目:児童福祉諸費

事業名 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部医療福祉連携推進課障がい児者医療推進係

電話番号: 058-272-1111 (内 2627) E-mail: c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,200 千円 (前年度予算額:2,100 千円)

<財源内訳>

区 分 事業費				財	源		内訳				
		国庫	分担金	使用料	財	産	字 174 人	7. 0 14	ı⊟ <i>İ</i> :	<i>[</i> ±:	一般
		支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金	その他	県	債	財源
前年度	2, 100	1,050	0	0		0	0	0		0	1,050
要求額	4, 200	2, 100	0	0		0	0	0		0	2, 100
決定額	4, 200	2, 100	0	0		0	0	0		0	2, 100

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが 必要な障がい児が増加している。

こうした重度障がい児者の多くが在宅で生活を送っているが、医療と福祉の狭間で利用できるサービスが限られ、医療・福祉双方の調整役が存在せず、保護者自らが介護の合間にその役割を担っていることが全国的な課題となっている。

このため、医療的ケアを要する重度障がい児者等が地域で安心して暮らしていけるよう、各種サービスや支援を総合調整ができる福祉人材や医療的ケアに対応できる介護職員を育成する必要がある。

また、重度障がい児者等が在宅で安心して生活を継続するには、その心身の状況に応じて、医療及び福祉だけでなく、保健、保育、教育等における支援が重要であり、かつ、各関係機関が利用者の目線に立って、緊密に対応していくことが求められている。

このため、各分野の関係機関が一堂に会し、課題の共有や医療・療育人材

確保に向けた連携体制を構築する必要がある。

(2) 事業内容

- □医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 (R3:1,700 千円→R4:1,700 千円) 日常的に医療的ケアを要する重度障がい児者等が地域で安心して暮ら していけるよう支援を総合調整する者 (コーディネーター)等を育成する ため、相談支援専門員等を対象に、重度障がい、医療的ケアに関する専門 知識や支援のスキルを習得するための研修を実施。
- □喀痰吸引等研修促進事業(R3:2,100千円→R4:2,100千円 別事業から移管) 喀痰吸引等研修を行う研修機関への支援により、基本研修に関する受講料を無料化することで、医療的ケア児を含む重症心身障がい児者に対して 喀痰吸引等の医療的ケアに対応できる介護職員の早期養成、増員を図る。
- □重症心身障がい・医療的ケア部会開催事業費(R3:400 千円→R4:400 千円) 医療的ケアを要する重症心身障がい児者等の支援に関する医療・療育人 材の確保・育成や関係機関の連携体制の構築等を図るため、県内の障がい 児者医療・療育関係機関の実務担当者による会議を開催。

(3) 県負担・補助率の考え方

国 1 / 2 県 1 / 2

(4)類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	294	重症心身障がい・医療的ケア部会 委員謝金
旅費	32	重症心身障がい・医療的ケア部会 費用弁償
需用費	8	重症心身障がい・医療的ケア部会 会議費
使用料	66	重症心身障がい・医療的ケア部会 会場使用料
委託料	3,800	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 1,700
		喀痰吸引等研修促進事業 2,100
合計	4, 200	

決定額の考え方

事業評価調書

新	規	要	求	事	業	
継	続	要	求	事	業	

1 事業の目標と成果

(事業目標)

3年度

令和4年度

医療的ケアの必要な重度障がい児者等が身近な地域で安心して利用できる 障害福祉サービスを増やすため、重度障がい児者の病態やケアに知見を有す る相談支援専門員等や介護職員等を養成し、増員を図る。

また、医療的ケア児をはじめとする重度障がい児の支援に関わる障がい児 者医療・療育関係機関の実務担当者による会議を開催し、関係機関の連携体 制の構築を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

七 抽 夕	事業開始前	R2 年度	R3 年度	R4 年度	終期目標	
指標名		実績	目標	目標	(R)	達成率
医療的ケア児等コーデ	0	21	30	40		%
ィネーター配置人数	(H29)					
認定特定行為従事者数	160	613	700	800		%
(第3号・特定の者)	(H25)					

〇指標を設定することができない場合の理由

これ	までの取組内容と成果)
令	・岐阜県障がい児者総合支援懇話会(重症心身障がい・医療的ケア部会)
和 2 年	(R2.10.28) を実施し、施設・医療機関の支援者・関係者による情報共
	有、意見交換を行った。
度	・喀痰吸引等研修(第3号研修)について、受講料を無料にした基本研
	修を5回実施し、医療的ケアが必要な介護職員の増員を図った。
令	
和	

指標① 目標:___ 実績:___ 達成率:___%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない

(評価) 3

医療的ケアの必要な重度障がい児者等が増える中、支援を総合 調整することができる相談支援専門員等や医療的ケアに対応でき る介護職員等を育成することが求められている。

また、重度障がい児者等の支援は保健、医療、福祉、教育等の 各関係機関の連携が不可欠であるため、本事業の必要性は高い。

- 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)
- 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない

(評価) 2

相談支援専門員等や医療的ケアに対応できる介護職員等を養成 することは、支援に関わる各関係機関の連携が一層図られるとと もに、医療的ケアの必要な重度障がい児者等が利用できる障害福 祉サービスの拡大につながることから、本事業の効果は高い。

事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

1:横ばい 0:下がっている

(評価) 2

医療的ケアの必要な重度障がい児者等が、身近な地域で安心し て在宅支援サービスを受けられるよう、研修受講者を増やすため の周知を図る。

(今後の課題)

- ・医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村におけ る医療的ケア児等コーディネーターの配置促進が必要である。
- ・医療的ケアに対応できる介護職員等の早期増員を図る必要がある。
- ・医療的ケアが必要な重度障がい児者等の支援には、保健、医療、福祉、教 育等の関係機関のより一層の連携が求められている。

(次年度の方向性)

医療的ケア等コーディネーターや医療的ケアに対応できる介護職員等の養 成を引き続き図るとともに、各市町村における医療的ケア児等コーディネー ターの配置を促していく。